

## 【参考】過去の審議会における地方自治体等に対する意見について

## ● これまでの審議会で出された審議事項以外の市町村等に対する主な意見（要約）

## （市町村の都市計画等に対する意見）

- ・ 出店が市町村のまちづくりにおいてどのような位置付けになるのかを立地市町村が責任を持って判断してほしい。
- ・ 立地場所の用途地域が「第二種住居地域」になっているところが、市の地区計画上は「商業・業務地区」になっている。地区計画でそういう位置付けにするのであればなぜ「近隣商業地域」にしなかったのか疑問。
- ・ 立地場所は、市の都市計画マスタープランにおける商業地に含まれるとされているが、地図上は商業地の範囲外のように、後付けで範囲を伸ばしている。覚悟を持って商業地として位置づけているということを市町が認識すべき。
- ・ 複数の市町が合併した都市におけるコンパクトシティの考え方について整理が必要

## （市町村の災害対応との関係に対する意見）

- ・ （東日本大震災の）被災地、浸水区域をどう活用していくかという問題がある。
- ・ 大規模集客施設が立地することで、市町村における災害時の避難計画に負荷が増えることを市町が認識する必要がある。
- ・ なし崩し的に立地を認めていくと、市町村の既定の復興計画等に波及してくる可能性もある。

## （その他の意見）

- ・ 立地場所は山を削ったり盛り土をしたところ。東日本大震災の地震の被害が大きかった。古い造成地の安全性チェックはどうなっているか。
- ・ 立地場所の土地については施設の出店に関係なく、区画整理事業で整備されたもの。土地の開発内容に関する事項は区画整理事業上の問題となってしまう。

## 【上記意見に対する県の対応・活用方法】

- ・ 新設届出の内容と立地市町村の都市計画等の土地利用関係計画との適合については、当該市町村に照会を行い、意見を聴取しているが、市町村において既定計画との関係上問題ないと判断した場合でも、その判断理由を確認するなどして、出店に対する市町村の見解把握に努める。併せて、防災計画等への影響についても必要に応じて市町村に見解を求める。
- ・ 今後の審議会と同様の意見が出された場合は、参考として関係自治体等に通知する。
- ・ その他、事務局において届出書の審査段階の参考とする。